社会創造アーツファンド（Arts Fund）

公益社団法人企業メセナ協議会

文化の祭典でもあるオリンピック・パラリンピックの 2020 年東京大会開催を一つの節目と捉え、企業メセナ協議会ではその先の未来を創造する芸術文化の振興に向けて、2014 年に「2021 芸術・文化による社会創造ファンド」（通称：2021Arts Fund）を設立。その後、新型コロナウイルス感染拡大により 2021 年に延期されながらも同大会は閉幕しました。

これらを踏まえ、2023 年にファンドの目的をより明確にするため、名称を「社会創造アーツファンド」（通称：Arts Fund）に変更しました。これからも当ファンドは地域独自の文化の魅力の発信や国際的な文化交流をはかる機会を創出するなど、日本各地の多彩な文化活動を支援することで、さらなる芸術文化による社会創造を推進します。

重点とする支援対象

- 地域文化振興および芸術・文化による地域創造
- 芸術・文化を通じた国際交流および日本文化の国際発信
- 芸術・文化およびこれを通じた社会創造を担う人材育成
- その他、芸術・文化振興に資する活動

企業メセナ協議会の芸術文化への寄付に関するポータルサイト「かるふぁん！」では、芸術文化活動への寄付を通じて、創造的で活力あふれた社会、多様性を尊重する豊かな社会の実現すべく、さまざまな芸術文化活動と寄付者の想いをつないでいます。

社会創造アーツファンド
［公社］企業メセナ協議会

▼かるふぁん！サイト
https://culfun.mecenat.or.jp/

［お問合せ先］
公益社団法人企業メセナ協議会　助成事業担当
〒108-0014　東京都港区芝 5-3-2 ＋SHIFT MITA 8 階
E-mail：2021artsfund@culfun.mecenat.or.jp　Tel:03-5439-4520　Fax:03-5439-4521

【寄付をしたい方へ】

当ファンドの趣旨にご賛同いただける企業・個人からの寄付を募っています。
寄付者の想いをかたちにするため、以下２つの方法で、寄付のコーディネートを行っております。

＊＊＊企業メセナ協議会への寄付は、税制優遇の対象となります＊＊＊

１．ファンドをつくる

寄付者の意向に沿った芸術文化を支援する目的別のファンドをつくることができます。「会社の創業記念として文化支援のプログラムを始めたい」「仲間とふるさとの文化活動を盛り上げたい」「故人が好きだった芸術への想いを残したい」など、ご要望に応じたプログラムづくりを実現します。

［事例］

◆The Okura Tokyo Cultural Fund

株式会社ホテルオークラ東京が設立。ホテル開業 55 周年を迎えることを契機に、ホテル事業の特性である公共性を活かした「音楽」「美術」「国際交流」を柱に文化・芸術の支援活動を行っている。

◆ＳＯＭＰＯ アート・ファンド

損害保険ジャパン株式会社が設立。文化芸術を通じた豊かな社会を実現するため、全国各地で実施されるアートプロジェクトやアートフェスティバルに助成を行った。（2020 年で終了）

２．特定の芸術・文化活動を応援する

特定の芸術文化活動を指定して寄付をすることができます。但し、営利を目的としない公益性の高い活動で、協議会が認定した活動のみとなります。または、「助成認定制度」を利用して寄付集めをしている芸術文化活動の中から選ぶことも可能です。

※ファンド運営費として、寄付金に対して 15%を上限に手数料をいただきます。
　また、ファンドの運営方法によっては別途費用がかかる場合がございます。

【寄付を集めたい方へ】

芸術文化活動への寄付を促進する「助成認定制度」を当ファンドで運用しています。活動を申請し、採択されると、その活動への寄付は税制優遇が適用されます。

［申請］：年 4 回　｜　各回締め切り 1 月 20 日、4 月 20 日、7 月 20 日、10 月 20 日

※寄付金に対して、以下の手数料がかかります。

なお、活動期間中に当ファンドへ寄付が集まらなかった場合は、活動終了後に 10,000 円の追加手数料が発生します。

「2023 年第 4 回申請（2023 年 10 月 20 日締切分）までの活動について」

・活動への寄付金の合計が、当該寄付の直前の時点で 5000 万円未満の場合、当該寄付金の 5 %

・活動への寄付金の合計が、当該寄付の直前の時点で 5000 万円以上の場合、当該寄付金の 3%

「2024 年第 1 回申請（2024 年 1 月 20 日締切分）以降の活動について」

・活動への寄付金の合計が、当該寄付の直前の時点で 5000 万円未満の場合、当該寄付金の 7%

・活動への寄付金の合計が、当該寄付の直前の時点で 5000 万円以上の場合、当該寄付金の 3%